法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	安全帯の譲渡等の制限等に関する規制の見直し
規制の区分	緩和
担当部局	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
評価実施時期	令和5年12月
事前評価時の想定との比較	本規制においては国際的な規制の状況を踏まえ、我が国でも「一本つり」の安全帯により墜落による危険を防止することとし、併せて労働安全衛生法(以下「法」という。)第42条の対象となる機械等から「U字つり」の安全帯を除くこととして、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めたもの。仮に当該規制緩和措置が実施されなかった場合、安全帯の製造業者にU字つりの安全帯を譲渡し、又は貸与する際の規制等不要な負担を強いる状況を生じさせた可能性が高い。国際的な規制の状況を鑑み、当該規制緩和は必要である。
費用、効果(便益)及び間接的 な影響の把握	・遵守費用の把握 今般の措置は法第42条の規制対象から一部を除外するものであり、新たに機械等の購入を要する性質のものではないため、新たに 事業者が負担する費用はない。 ・行政費用の把握 今般の措置は規制対象の一部緩和であり、新たに検査や手続き等を要する、又は不要とする性質のものではないため、国において 新たに要する費用の増減はない。 ・効果(定量化)の把握 【労働者への便益 【労働者への便益 【労働者への便益 【事業者への便益 【事業者への便益は、「U字つり」の安全帯について法第42条を遵守する分の費用が軽減された。 【国民全体への便益は、製造業者等への負担軽減が図られた。 ・便益(金銭価値化)の把握 金銭価値化することは困難である。 ・副次的な影響及び波及的な影響の把握 副次的な影響及び波及的な影響については特にない。
考察	当該規制緩和により、製造業者の負担が軽減された。また、労働者の墜落による危険を防止するために使用しなければならない安全帯を一本つりの安全帯に限ることとすること等により、労働者の安全確保が図られた。 以上を踏まえ、日本国内におけるフルハーネス型かつ「一本つり」の安全帯の使用を原則とし、これに併せて法第42条の対象となる機械等から「U字つり」の安全帯を除くこととして「安全帯」を「墜落制止用器具」に改めることは妥当であった。